

保育所等訪問支援についてのご案内

児童福祉法に基づき、集団生活にうまくなじむためのサポートが必要なお子さまを対象に、子どもが通う施設を定期的に訪れて、みんなと一緒に過ごすための環境づくりを後方支援します。

～たとえば集団生活のこんな困りごと～

- ・友達とうまくコミュニケーションが取れずすぐにトラブルになる
- ・気が散りやすく先生の話が聞けない
- ・かんしゃくを起したり、自分や人を傷つける
- ・こだわりが強く友達と一緒に過ごせない

支援の内容

直接支援

お子さまが集団生活に少しずつ慣れていけるよう、一緒に活動しながら、安心して過ごせる環境づくりをお手伝いします。

間接支援

子どもが通う施設と、お子さまの発達段階や個性を丁寧に見つめながら、支援方針を整えます。より良い関わり方や環境づくりを、提案し一緒に検討します。

家族支援

支援方針が定まったら、保護者の方にもわかりやすくお伝えし、安心して通学・通所できるようサポートいたします。
訪問後には支援内容や提案などを報告します。

❁ だれが

保育所等訪問支援事業所に所属する訪問支援員が支援を行います

❁ どこに

保育園、幼稚園、小中学校、放課後児童クラブなどへ訪問します。

❁ どれくらい

標準頻度は月2回です

❁ 卒業のある福祉サービスです

- ・子どものニーズが達成されたとき
- ・支援目標が達成されたとき
- ・小学校就学までの1年間など
期間を設けて支援を進めるとき

集団生活への適応のための支援であり、次のような支援内容は認められません。

不登校の支援

学習支援

担任が変わる時の
引継ぎ補助

子どもの通う施設
の人手不足を補う

利用までの流れ

